

平成 2 6 年度 第二回定期監査等報告書

監査の概要

1 監査対象

(地方自治法第 199 条第 4 項関係)

町長部局、会計室、水道事業、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局
選挙管理委員会事務局

(地方自治法第 199 条第 7 項関係)

社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会
公益社団法人 長洲町シルバー人材センター
株式会社 サンアメニティ
ながす未来館指定管理者共同事業体

2 監査の範囲

平成 2 6 年度上半期分 (4 月 ~ 9 月) について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び長洲町監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

財政援助団体である社会福祉法人長洲町社会福祉協議会及び公益社団法人長洲町シルバー人材センターの平成 2 6 年度上半期分 (4 月 ~ 9 月) 補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。また、株式会社サンアメニティの平成 2 6 年度上半期分 (4 月 ~ 9 月) における総合スポーツセンター、ながす未来館指定管理者共同事業体の平成 2 6 年度上半期分 (4 月 ~ 9 月) におけるながす未来館の指定管理業務に関する事務の執行及び施設の管理運営について監査を行った。

3 監査の方法

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め事前に内容等の調査をした。

当日は、主管長、担当者の出席を求め、主管長から検討・指摘事項、重点施策及び事務執行についての問題点等について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、担当職員から事情聴取しながら関係書類を監査した。

4 監査の実施期間及び日程

平成26年10月29日から平成26年11月27日までの16日間

実施月日	曜日	時間帯	監 査 実 施 対 象	実 施 場 所
10月28日	火	午前		
		午後	議会事務局・会計室	監査委員事務局室
10月29日	水	午前	六栄小学校・腹栄中学校	当該施設事務所
		午後	腹赤小学校	々
10月30日	木	午前	長洲小学校	々
		午後	清里小学校・長洲中学校	々
10月31日	金	午前	六栄保育所・地域福祉センター	々
		午後	シルバー人材センター	々
11月4日	火	終日	学校教育課	監査委員事務局室
11月5日	水	終日	子育て支援課	々
11月6日	木	午前	健康福祉センター・指定管理者（B&G）	当該施設事務所
		午後	住民環境課	監査委員事務局室
11月7日	金	午前	社会福祉協議会・指定管理者(未来館)	当該施設事務所
		午後	税務課	監査委員事務局室
11月13日	木	午前		
		午後	建設課	々
11月14日	金	午前		
		午後	農林水産課・農業委員会	々
11月20日	木	終日	福祉保健介護課	監査委員事務局室
11月21日	金	終日	まちづくり課（金魚と鯉の郷広場含む）	監査委員事務局室他
11月25日	火	終日	総務課(選挙管理委員会含む)	監査委員事務局室
11月26日	水	午前	総務課	々
		午後	消防分団（13・14・5分団）町民研修センター	当該施設事務所
11月27日	木	午前	水道課	々
		午後	下水道課	々
11月28日	金	終日	生涯学習課	当該施設事務所

監査の結果及び意見

1 総括

財務に関する事務の執行等について

監査の結果、平成26年9月末日現在での予算の執行等を見てみると次のとおりである。

[一般会計]

当初予算6,190,000千円でスタートし、農業用施設改修事業・道路ストック点検等事業で10,323千円が繰越明許費として繰越され、293,047千円を追加補正し6,493,370千円となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

表の括弧内書は前年度分である。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
一般会計	(6,519,095)	(3,088,236)	(47.37)	(2,591,187)	(39.75)
	6,493,370	2,955,164	45.51	2,711,037	41.75

収入率については、前年同時期47.37%と比べ1.86ポイント低下の45.51%となっている。また、予算執行率については前年同時期39.75%と比べ2.00ポイント上昇の41.75%となっている。

町税等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
町税(滞納分含む)	(2,229,940)	(1,068,703)	(1,161,237)	(47.93)
	2,166,519	1,110,129	1,056,390	51.24
その他 (町税以外の収入)	(2,726,040)	(2,019,533)	(706,507)	(74.08)
	2,496,027	1,845,035	650,994	73.92
一般会計合計	(4,955,980)	(3,088,236)	(1,867,744)	(62.31)
	4,662,546	2,955,164	1,707,384	63.38

町税(滞納分含む)の収納率については、前年同時期47.93%と比べ3.31ポイント上昇の51.24%となっている。

その他(町税以外の収入)の収納率については前年同時期74.08%と比べ0.16ポイント低下の73.92%となっている。

[国民健康保険特別会計]

当初予算 2,169,800 千円でスタートし、17,925 千円を追加補正し、総額 2,187,725 千円の予算となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
国 保 会 計	(2,139,301)	(915,292)	(42.78)	(903,835)	(42.25)
	2,187,725	838,291	38.32	908,951	41.55

収入率については、前年同時期 42.78%と比べ 4.46 ポイント低下の 38.32%となっている。また、予算執行率については前年同時期 42.25%と比べ 0.70 ポイント低下の 41.55%となっている。

国民健康保険税等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
国 保 税	(537,809)	(137,894)	(399,915)	(25.64)
(滞 納 繰 越 分 含 む)	526,538	139,084	387,454	26.41
そ の 他	(1,431,220)	(777,398)	(653,822)	(54.32)
(国民健康保険税以外)	1,476,132	699,207	776,925	47.37
国 保 会 計 合 計	(1,969,029)	(915,292)	(1,053,737)	(46.48)
	2,002,670	838,291	1,164,379	41.86

国民健康保険税（滞納繰越分含む）の収納率については、前年同時期 25.64%と比べ 0.77 ポイント上昇の 26.41%となっている。

その他（国民健康保険税以外）の収納率については、前年同時期 54.32%と比べ 6.95 ポイント低下の 47.37%となっている。

[介護保険特別会計]

当初予算 1,725,300 千円でスタートし 48,170 千円を追加補正し、1,773,470 千円となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
介護保険特別会計	(1,713,014)	(834,613)	(48.72)	(701,449)	(40.95)
	1,773,470	863,902	48.71	680,921	38.39

収入率については、前年同時期 48.72%と比べ 0.01 ポイント低下の 48.71%となっている。また、予算執行率についても、前年同時期 40.95%と比べ 2.56 ポイント低下の 38.39%となっている。

介護保険料等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
介護保険料	(290,639)	(144,539)	(146,100)	(49.73)
(滞納繰越分含む)	300,907	144,682	156,225	48.09
その他	(1,393,887)	(690,074)	(703,813)	(49.51)
(介護保険料以外の収入)	1,450,576	719,220	731,356	49.58
介護保険特別会計合計	(1,684,526)	(834,613)	(849,913)	(49.55)
	1,751,483	863,902	887,581	49.32

介護保険料(滞納繰越分含む)の収納率については、前年同時期 49.73%と比べ 1.64 ポイント低下の 48.09%となっている。

その他(介護保険料以外の収入)の収納率については、前年同時期 49.51%と比べ 0.07 ポイント上昇の 49.58%となっている。

[後期高齢者医療特別会計]

当初予算 187,800 千円でスタートし、1,350 千円を追加補正し、189,150 千円となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
後期高齢者医療特別会計	(197,697)	(65,339)	(33.05)	(46,530)	(23.54)
	189,150	61,050	32.28	41,682	22.04

収入率については、前年同時期 33.05%と比べ 0.77 ポイント低下の 32.28%となっている。また、予算執行率についても、前年同時期 23.54%と比べ 1.50 ポイント低下の 22.04%となっている。

医療保険料等収入について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
医療保険料	(115,201)	(54,061)	(61,140)	(46.93)
	109,584	51,350	58,234	46.86
繰入金	(22,477)	(11,239)	(11,238)	(50.00)
	15,417	7,708	7,709	50.00
その他	(75)	(39)	(36)	(52.00)
	2,024	1,992	32	98.42
後期高齢者医療特別会計合計	(137,753)	(65,339)	(72,414)	(47.43)
	127,025	61,050	65,975	48.06

医療保険料の収入率については、前年同時期 46.93%と比べ 0.07 ポイント低下の 46.86%となっている。繰入金の収入済額 7,708 千円については、一般会計からの事務費繰入金、広域連合事務費繰入金である。

[公共下水道事業特別会計]

当初予算 1,090,000 千円でスタートし、長寿命化計画詳細設計業務委託料等で 24,000 千円が繰越明許費として繰越され、171,358 千円を追加補正し、総額 1,285,358 千円の予算となり、その収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
公共下水道事業	(1,387,687)	(502,900)	(36.24)	(842,226)	(60.69)
特別会計	1,285,358	470,752	36.62	628,443	48.89

収入率については、前年同時期 36.24%と比べ 0.38 ポイント上昇の 36.62%である。また、予算執行率については前年同時期 60.69%と比べ 11.80 ポイント低下の 48.89%となっている。

受益者負担金等収入について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
分担金及び負担金	(49,743)	(45,847)	(3,896)	(92.17)
	61,545	58,687	2,858	95.36
使用料及び手数料	(127,885)	(122,146)	(5,738)	(95.51)
	125,678	120,142	5,536	95.60
その他	(676,638)	(334,907)	(341,732)	(49.50)
	607,279	291,923	315,356	48.07
公共下水道事業特別会計合計	(854,266)	(502,900)	(351,366)	(58.87)
	794,502	470,752	323,750	59.25

分担金及び負担金（滞納繰越分含む）の収納率については、前年同時期 92.17%と比べ、3.19 ポイント上昇の 95.36%となっている。（調定額は半期分のみ計上）

使用料及び手数料の収納率については、前年同時期 95.51%と比べ、0.09 ポイント上昇の 95.60%となっている。

その他の収納率については、前年同時期 49.50%と比べ、1.43 ポイント低下の 48.07%となっている。

[浄化槽施設整備事業特別会計]

当初予算は、15,000 千円でスタートし、1,016 千円を追加補正し、16,016 千円となっている。その収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
浄化槽施設整備事業	(14,091)	(4,710)	(33.43)	(4,609)	(32.71)
特別会計	16,016	5,237	32.70	3,361	20.99

[水道事業会計]

本年度上半期の営業収益 115,971 千円（前年同時期 119,634 千円）は、3.06% 低下し、営業費用 37,786 千円（前年同時期 42,693 千円）は、11.49% 低下している。

一方、流動資産の収入未済額 7,405 千円（前年同時期 7,185 千円）は、3.06% 上昇し、金額で 220 千円増加している。

予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

2 共通事項

（１）起案書の決済日漏れについては若干の改善は図られてはいるが、未だ記入漏れがみられるので更なる改善を求める。

（２）申請書及び請求書等その他の書類において、日付・印鑑の漏れが散見される提出書類に関しては十分な精査をすること。

3 個別検討・指摘事項

町長部局

（１）総務課

○検討事項

町有地貸付料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

（２）まちづくり課

○検討事項 特になし

○指摘事項

補助金申請に関する内容整備

（３）住民環境課

○検討事項

し尿汲取り手数料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

各種手数料に対する事務処理の迅速化

(4) 福祉保健介護課

(ア)福祉係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項
支出負担行為決議書綴の内容整備

(イ)保健予防係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項
旅行命令伺・出張復命書綴の整備

(ウ)国保医療係

- 検討事項
後期高齢者医療保険料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項
備品台帳の内容整備

(エ)介護保険係

- 検討事項
介護保険料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 特になし

(5) 子育て支援課

- 検討事項
保育料及び学童保育負担金の滞納整理事務の促進
- 指摘事項
支出負担行為決議書綴の内容整備

六栄保育所

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(6) 税 務 課

- 検討事項
税全般の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 特になし

(7) 建設課

○検討事項

町営住宅使用料の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

(8) 農林水産課

○検討事項 特になし

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の内容整備

(9) 下水道課

○検討事項

下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

(10) 会計室

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

水道課

○検討事項

水道料金の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

教育委員会

(1) 学校教育課

○検討事項

幼稚園就園奨励費の滞納整理事務の促進

○指摘事項

補助金申請に関する内容整備

(2) 小中学校

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

(3) 生涯学習課

○検討事項 特になし

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の内容整備

議会事務局

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

選挙管理委員会事務局

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

農業委員会事務局

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

施設訪問

(1) 消防分団格納庫 (13 分団・14 分団・15 分団)

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

(2) 地域福祉センター

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

(3) 町民研修センター

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

(4) 健康福祉センター

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

財政援助団体 (平成 26 年度上半期分)

(1) 社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会

平成 26 年度社会福祉協議会補助金 19,500,000 円が 4 月 24 日付けで申請され、長洲町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 3 条に基づき審査され、19,500,000 円の補助金を決定し、5 月 28 日に 9,750,000 円が上半期分として交付されている。町からの補助金が目的に従って適正な事務処理により、

適正に使用されているかについて関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

(2) 公益社団法人 長洲町シルバー人材センター

高齢者の就業機会を確保し、高齢者労働能力活用の推進を目的にした平成 26 年度シルバー人材センター事業費補助金 7,280,000 円が、4 月 11 日付けで申請され、長洲町補助金交付規則第 4 条に基づき審査され 7,280,000 円の補助金を決定し、5 月 7 日に 3,640,000 円が上半期分として交付されている。補助金が適正な事務処理により、使用されているかについて関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

なお、事務処理上の注意事項については、監査時において担当者に注意を行ったので報告書では省略する。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

指定管理者

(1) 株式会社 サンアメニティ

指定管理対象施設：長洲町総合スポーツセンター

監査対象期間：平成 26 年度上半期分

施設の管理に関する基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した。

平成 26 年度の指定管理料は 39,465,000 円で上半期に 19,732,500 円が支払われている。

指定管理者の収入は指定管理料 19,732,500 円、使用料収入 5,553,825 円、その他収入 978,879 円、自主事業収入 1,564,250 円で収入総合計額は 27,829,454 円となっている。支出は人件費 11,805,386 円、使用料及び賃借料 297,374 円、旅費・研修費 484,216 円、需用費 9,619,522 円、役務費 187,040 円、委託料 1,038,955 円、備品購入費 257,125 円、租税公課 4,000 円、雑費 10,000 円、自主事業支出 1,073,386 円で支出総合計額は 24,777,004 円となっている。

また、利用状況を見ると、上半期の総利用者数は 78,695 人で前年同時期の 80,041 人に比べ 1,346 人 (1.68%) 減少している。

指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」等に関しても、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ適正に管理運営されていた。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分しており、また専用口座に基づく出納管理も適正であった。

事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に注意を行ったので報告書では省略する。

今後も生涯学習課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

(2) ながす未来館指定管理者共同事業体

指定管理対象施設：ながす未来館

監査対象期間　：平成 2 6 年度上半期分

平成 25 年 12 月 3 日付で「ながす未来館施設の管理に関する基本仮協定（以下「基本協定」という）を締結し、12 月 18 日の町議会において指定管理者の指定が可決された。その後、平成 26 年 7 月 1 日に年度協定が結ばれている。

基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した。

指定期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間で、平成 26 年度の指定管理料は 38,470,000 円で上半期に 20,322,725 円が支払われている。

指定管理者の収入は指定管理料 20,322,725 円、使用料収入 744,690 円、その他収入 232 円、自主事業収入 807,205 円で収入総合計額は 21,874,852 円となっている。支出は人件費 6,250,000 円、使用料及び賃借料 157,572 円、旅費・研修費 7,293 円、需用費 8,288,589 円、役務費 138,176 円、委託料 2,262,354 円、備品購入費 483,956 円、負担金 41,000 円、租税公課 13,800 円、一般車両費 509,620 円、自主事業支出 930,858 円で支出総合計額は 19,083,218 円となっている。

今回が初回の監査になることから、基本協定に基づく基本条項が履行されているかの確認を行ったが、人員配置は基準を満たしており、経理規定、緊急時マニュアルの作成もなされ、賠償責任保険の加入、備品の取り扱い等も適正に整備、運用がなされていた。

また、指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」に関しても、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ適正に管理運営されていた。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分しており、また、専用口座に基づく出納管理も適正であった。

なお、利用料金については当該施設の設置及び管理に関する条例の使用料となっている。

事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に注意を行ったので報告書では省略する。

今後も生涯学習課等関係機関と緊密な連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

むすび

今年度の第二回定期監査は、平成 26 年度上半期分を対象期間として監査を行った。

関係各課等の財務関係諸帳簿や関係書類は、概ね整備されており、計数、内容ともに適正で、効率的に執行されているものと認められた。

施設管理については、条例に則った施設運用がされており、使用申請関係書類も適切に整備され、維持管理状況も各施設に出向き確認したが良好な管理状態であった。

今年度から指定管理となった、ながす未来館は上半期の自主事業として新たにギター教室や体験講座など楽しみながら参加できる教室や講座が実施されている。今後更なる自主事業に期待したい。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時に各課担当者に注意を行ったので報告書では省略する。

自主財源の確保には厳しい状況が続くことも予想されるが、尽力しつつ関係課との連携を図りながら今後も公平性の確保の観点から適正な債権管理に努め、納付指導の徹底を図るとともに滞納の発生防止に努められたい。

時代の変化に的確に対応するためには、効率的な財政運営を行っていく必要がある。また、これからの行政サービスは、常にコスト意識を持ち不断の創意・工夫による行政運営が求められている。

今後とも町民の信頼に応えるべく、適確な行財政運営に当たられるよう望むものである。

平成 2 6 年度 第一回定期監査等報告書

監査の概要

1 監査対象

(地方自治法第 199 条第 4 項関係)

町長部局、会計室、水道事業、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局
選挙管理委員会事務局

(地方自治法第 199 条第 7 項関係)

社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会
公益社団法人 長洲町シルバー人材センター
株式会社 サンアメニティ (指定管理者)

2 監査の範囲

平成 2 5 年度下半期分 (1 0 月 ~ 3 月) について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び長洲町監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

財政援助団体である社会福祉法人長洲町社会福祉協議会及び公益社団法人長洲町シルバー人材センターの平成 2 5 年度下半期分 (1 0 月 ~ 3 月) 補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。また、株式会社サンアメニティの平成 2 5 年度下半期分 (1 0 月 ~ 3 月) における総合スポーツセンターの指定管理業務に関する事務の執行及び施設の管理運営について監査を行った。

3 監査の方法

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め事前に内容等の調査をした。

当日は、主管長、担当者等の出席を求め、主管長から検討・指摘事項、重点施策及び事務執行についての問題点等について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、また、町が補助金を交付している個人及び団体は多く、実績報告書や収支決算書等について、担当職員から事情聴取しながら関係書類を監査した。

4 監査の実施期間及び日程

平成26年6月12日から平成26年7月24日までの15日間

実施月日	曜日	時間帯	監 査 実 施 対 象	実 施 場 所
6月12日	木	午前	腹栄中学校・腹赤小学校	当該施設事務所
		午後	六栄小学校	々
6月13日	金	午前	長洲中学校・清里小学校	々
		午後	長洲小学校	々
6月17日	火	午前	六栄保育所・地域福祉センター	々
		午後	シルバー人材センター	々
6月26日	木	終日	学校教育課	監査委員事務局室
6月27日	金	終日	子育て支援課	々
7月1日	火	午前	健康福祉センター・指定管理者	当該施設事務所
		午後	社会福祉協議会・議会事務局・会計室	々 監査委員事務局室
7月2日	水	終日	生涯学習課	当該施設事務所
7月3日	木	終日	福祉保健介護課	監査委員事務局室
7月4日	金	午前	福祉保健介護課	々
		午後	住民環境課	々
7月7日	月	終日	総務課（選挙管理委員会含む）	々
7月8日	火	午前	総務課	々
		午後	消防分団・町民研修センター	当該施設事務所
7月14日	火	午前	水道課	々
		午後	下水道課	々
7月17日	木	終日	まちづくり課	監査委員事務局室
7月18日	金	終日	税務課	監査委員事務局室
7月24日	水	午前	建設課	々
		午後	農業委員会・農林水産課	々

監査の結果及び意見

1 総括

○財務に関する事務の執行について

平成26年3月末日現在の予算執行状況（一般・特別会計）

単位：千円、％）

会 計 名	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	執行率
一般会計	6,579,830	5,883,959	89.4	5,832,538	88.6
国民健康保険特別会計	2,139,301	1,802,424	84.3	1,988,843	93.0
介護保険特別会計	1,713,014	1,659,142	96.9	1,513,288	88.3
公共下水道特別会計	1,387,687	1,017,297	73.3	1,303,873	94.0
浄化槽施設整備事業特別会計	14,091	8,601	61.0	8,893	63.1
後期高齢者医療特別会計	197,697	191,234	96.7	172,638	87.3

企業会計（水道事業会計）の執行状況

（単位：千円、％）

区 分	収支の別	予算額	執行額	執行率
収益的収入及び支出	収 入	260,901	256,003	98.1
	支 出	246,763	237,279	96.2
資本的収入及び支出	収 入	2,000	1,434	71.7
	支 出	117,248	99,137	84.6

2 共通事項

（1）監査調書について

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課に監査調書の提出を求め事前に内容等の調査をし、定期監査に臨んだが、監査調書調査後に一部差替えが行われた。今後は、監査調書の提出にあたっては十分に精査して提出すること。

（2）旅行命令伺・出張復命書綴の整備

「旅行命令伺」で、出張地（用務地）、公用車使用区分等の誤記入等が多く見受けられ、また、「出張復命書」についても出張日、出張地等の記載間違いが多く見受けられたので正確な事務処理の徹底を図ること。

（3）起案書の決裁年月日の漏れが未だ多くの課で見られる。職員への指導を徹底すること。

3 個別検討・指摘事項

町長部局

(1) 総務課

○検討事項

町有地貸付料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

支出負担行為決議書綴の内容整備

(2) まちづくり課

○検討事項 特になし

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

(3) 住民環境課

○検討事項

し尿汲取り手数料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

各種手数料に対する事務処理の迅速化

(4) 福祉保健介護課

(ア) 福祉係

○検討事項 特になし

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

(イ) 介護保険係

○検討事項

介護保険料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

(ウ) 国保医療係

○検討事項

後期高齢者医療保険料の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

(エ) 保健予防係

○検討事項 特になし

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

(5) 子育て支援課

○検討事項

保育料及び学童保育負担金の滞納整理事務の促進

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

保 育 所

○検討事項 特になし

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

(6) 税務課

○検討事項

税全般の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

(7) 建設課

○検討事項

町営住宅使用料の滞納整理事務の促進

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

(8) 農林水産課

○検討事項

○指摘事項

(9) 下水道課

○検討事項

下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理事務の促進

○指摘事項

旅行命令伺・出張復命書綴の整備

会 計 室

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

水 道 課

○検討事項

水道料金の滞納整理事務の促進

○指摘事項 特になし

教育委員会

(1) 学校教育課

○検討事項

幼稚園就園奨励費の滞納整理事務の促進

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

(2) 小中学校

○検討事項 特になし

○指摘事項 特になし

(3) 生涯学習課

(ア) 社会教育文化係

○検討事項 特になし

○指摘事項

支出負担行為決議書綴の内容整備

町補助金関係綴の内容整備

(イ) 社会体育係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

議会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

選挙管理委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項
支出負担行為決議書綴の内容整備

農業委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項
旅行命令伺・出張復命書綴の整備

施設訪問

(1) 消防分団格納庫 (第 2 分団・第 3 分団)

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(2) 地域福祉センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(3) 町民研修センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(4) 健康福祉センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

財政援助団体（平成 25 年度下半期分）

（１）社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会

平成 25 年度社会福祉事業補助金 19,500,000 円が 4 月 16 日付けで申請され、長洲町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 3 条に基づき審査され、19,500,000 円の補助金を決定し、10 月 9 日に 9,750,000 円が下半期分として交付されている。なお、最終的な補助金額は実績報告書に基づき、平成 26 年 5 月 21 日に 1,546,253 円が返還され 17,953,747 円となっている。

町からの補助金が目的に従って適正な事務処理により、適正に使用されているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省略する。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

（２）公益社団法人 長洲町シルバー人材センター

高年齢者の就業機会を確保し、高年齢者労働能力活用の推進を目的にした平成 25 年度事業費補助金 7,100,000 円が、4 月 19 日付けで申請され、長洲町補助金交付規則第 4 条に基づき審査され、7,100,000 円の補助金を決定し、10 月 2 日に 3,550,000 円が下半期分として交付されている。

補助金が適正な事務処理により、使用されているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した結果、おおむね整備されており、計数は正確に処理されていた。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省略する。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

指定管理者 株式会社 サンアメニティ

指定管理対象施設：長洲町総合スポーツセンター

監査対象期間：平成 25 年度下半期分

基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した。

平成 25 年度の指定管理料は 38,398,160 円、使用料収入は 9,402,800 円、その他収入 2,137,312 円、自主事業収入 2,429,720 円で収入総合計額は

52,367,992 円となっている。支出は人件費 22,528,028 円、使用料及び賃借料 1,526,258 円、旅費・研修費 28,270 円、需用費 20,648,927 円、役務費 475,397 円、委託料 2,906,085 円、備品購入費 459,430 円、負担金 7,000 円、租税公課 10,100 円、自主事業支出 1,826,896 円、一般管理費 1,923,321 円で支出総合計額は 52,339,712 円となっている。

また、利用状況を見ると、年間利用者数は 142,320 人で前年の 138,551 人に比べ 3,769 人（2.7%）増加している。

基本協定に基づく基本条項が履行されているかの確認を行ったが、人員配置は基準を満たしており、経理規定、緊急時マニュアルの作成もなされ、賠償責任保険の加入、備品の取り扱い等も適正に整備、運用がなされていた。

また、指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」に関しても、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ適正に管理運営されていた。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分しており、また、専用口座に基づく出納管理も適正であった。

なお、利用料金については当該施設の設置及び管理に関する条例の使用料と同額になっている。

事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省略する。

今後も生涯学習課等関係機関と緊密な連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

むすび

今年度の第一回定期監査は、平成 25 年度下半期分を対象期間として監査を行った。

関係各課等の財務関係諸帳簿や関係書類は、総体的におおむね整備、処理されているものと認められた。

町税、保険料、諸証明料、使用料等の収納事務については、公金受払簿、収納関係書類を抽出して調べたところ、事務処理は適正に行われていた。

施設管理（指定管理施設を含む）については、施設使用申請書、減免申請書を監査したが、条例に則った施設運用がされており、使用申請書類等も適切に整備され、施設の維持管理状況についても良好であった。

委託料、役務費等についても任意に業務を抽出し、完了報告書等の監査と担当者への聴取により、業務が適正に実施され、業務成果の確認が行われていた。

補助金については、補助金実績報告書等の内容及び交付事務を監査したところ、適正に処理されていた。

提出された関係書類において、不明な点、疑問な点については、説明を求め確認を行った。軽微な事項については、監査の過程において触れたので、記述は省略する。

平成 25 年度へ繰越された滞納額は一般会計など 6 会計の総額で 42,579 千円となっている。個別に徴収状況を見ると町民税、軽自動車税、国民健康保険税、学童保育料などは前年度より若干収納率が向上しているが、固定資産税、し尿汲取手数料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金などは収納率が下がっている。また不納欠損処分額についても前年度より 2,725 千円多い 15,438 千円となっている。

収納率向上対策及び滞納対策には全庁的な取り組みがされているが、理解と信頼を得ながら効率的・効果的な滞納整理と組織体制の強化を図り、更なる徴収率の向上に努められたい。

なお、今回の定期監査結果の共通事項及び各課に関する個別検討・指摘事項については、各課等が自らの課題としてとらえ、適切な事務処理に取り組まれることを強く要望する。

今後も、住民の福祉の向上及び効率的な町財政運営に努力されることを望み定期監査の報告とする。